

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する規制地域及び法第 4 条に規定する規制基準を次のとおり定め、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、悪臭防止法の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域及び規制地域における悪臭物質の排出に係る規制基準（平成 7 年岩手県告示第 350 号）は、平成 20 年 3 月 31 日限り、廃止する。

平成 20 年 2 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 特定悪臭物質の濃度による規制

(1) 規制地域

ア 大船渡市の区域のうち次に掲げる地域

(ア) 第 1 種区域（別図 1 に示す地域のうち(イ)に掲げる区域以外の区域）

(イ) 第 2 種区域（別図 1 に示す地域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域として平成 8 年 8 月 30 日現在において同法の規定により定められた区域）

イ 奥州市の区域のうち次に掲げる地域

(ア) 第 1 種区域（別図 2 に示す地域のうち(イ)に掲げる区域以外の区域）

(イ) 第 2 種区域（別図 2 に示す地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域として平成 8 年 11 月 20 日現在において同法の規定により定められた区域）

ウ 矢巾町の区域のうち次に掲げる地域

(ア) 第 1 種区域（別図 3 に示す地域のうち(イ)に掲げる区域以外の区域）

(イ) 第 2 種区域（別図 3 に示す地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域として平成 18 年 6 月 30 日現在において同法の規定により定められた区域）

備考 別図 1 から別図 3 までは、省略し、岩手県環境生活部環境保全課並びに関係市役所及び矢巾町役場に備えておいて縦覧に供する。

(2) 規制基準

ア 法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する敷地の境界線の地表における規制基準

規制地域の区分 特定悪臭物質の種類	第 1 種区域 (単位 ppm)	第 2 種区域 (単位 ppm)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4

酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

イ 法第4条第1項第2号に規定する気体排出施設の排出口における規制基準

アに定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出した流量とする。

ウ 法第4条第1項第3号に規定する事業場の敷地外における排出水の規制基準

アに定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した濃度とする。

2 臭気指数による規制

(1) 規制地域

ア 久慈市の区域のうち次に掲げる地域

(ア) 第1種区域（別図4に示す地域のうち(イ)に掲げる区域以外の区域）

(イ) 第2種区域（別図4に示す地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域として平成11年6月18日現在において同法の規定により定められた区域）

イ 釜石市の区域のうち次に掲げる地域

(ア) 第1種区域（別図5に示す地域のうち(イ)に掲げる区域以外の区域）

(イ) 第2種区域（別図5に示す地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域として平成19年7月2日現在において同法の規定により定められた区域）

備考 別図4及び別図5は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課及び関係市役所に備えておいて縦覧に供する。

(2) 規制基準

ア 法第4条第2項第1号に規定する敷地の境界線の地表における規制基準

規制地域の区分	臭気指数
第1種区域	12
第2種区域	15

イ 法第4条第2項第2号に規定する気体排出施設の排出口における規制基準

アに定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

ウ 法第4条第2項第3号に規定する事業場の敷地外における排出水の規制基準

アに定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。